

平成25年 第2回

木古内町議会定例会会議録

平成25年6月13日 開会

平成25年6月13日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

## 目 次

	提出された案件及び議決結果	1
	議事日程	2
	議会運営委員会報告書	3
	議長諸報告	4
	第1日目（平成25年6月13日）	
	開会・開議の宣告	6
日程第1	会議録署名議員の指名	6
日程第2	議会運営委員会報告	6
日程第3	会期の決定	7
日程第4	議長諸報告	7
日程第5	行政報告	7
日程第6	一般質問	8
	8番 新井田 昭 男	9
	5番 平 野 武 志	1 2
日程第7	報告第1号 平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	2 2
日程第8	報告第2号 平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	2 3
日程第9	議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)	2 6
日程第10	議案第2号 木古内町暴力団排除条例制定について	3 0
日程第11	議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について	3 3
日程第12	議案第4号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する協議について	3 3
日程第13	議案第5号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	3 4
日程第14	発議案第1号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任	3 6
日程第15	発議案第2号 議会閉会中の所管事務調査について	3 7
日程第16	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	3 7
	閉会の宣告	3 8
	会議録署名議員の署名	3 9

## 平成25年6月13日（木）第1号

- 開会日時 平成25年6月13日（木曜日）午前10時00分  
○ 延会日時 平成25年6月13日（木曜日）午後 1時41分
- 

・出席議員（10名）

1番	福嶋克彦	6番	竹田努
2番	又地信也	7番	笠井敬吾
3番	佐藤悟	8番	新井田昭男
4番	吉田裕幸	副議長	9番 東出洋一
5番	平野武志	議長	10番 岩館俊幸

---

・欠席議員 なし

---

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大森伊佐緒
副町長	大野泰
総務課長	新井田勝幸
町民税務課長	大瀬政廣
会計管理者	大瀬政廣
保健福祉課長	中島茂行
まちづくり新幹線課長	福田伸一
まちづくり新幹線課新幹線振興室長	中尾敦
産業経済課長	木村春樹
建設水道課長	若山忍
病院事業事務局長	地本隆利
教育長	野村広章
生涯学習課長	佐藤宏生
給食センター長	佐藤宏生
農業委員会事務局長	木村春樹
代表監査委員	森井俊郎

---

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本哲
議事担当主査	近藤真恵子

平成25年第2回定例会 提出案件及び議決結果表

議件番号	議 件 名	議決月日	議決結果
報告第1号	平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について	25. 6. 13	報告済み
報告第2号	平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について	25. 6. 13	報告済み
議案第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)	25. 6. 13	原案可決
議案第2号	木古内町暴力団排除条例制定について	25. 6. 13	原案可決
議案第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について	25. 6. 13	原案可決
議案第4号	北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する協議について	25. 6. 13	原案可決
議案第5号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について	25. 6. 13	原案可決
発議案第1号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任	25. 6. 13	設置・選任
発議案第2号	議会閉会中の所管事務調査について	25. 6. 13	原案承認
	議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について	25. 6. 13	承認

平成25年第2回木古内町議会定例会議事日程

第1号 平成25年6月13日(木)

午前10時00分開議

日程 番号	議件番号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4		議長諸報告
5		行政報告
6		一般質問
7	報告 第1号	平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について
8	報告 第2号	平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について
9	議案 第1号	平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)
10	議案 第2号	木古内町暴力団排除条例制定について
11	議案 第3号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の一部を変更する協議について
12	議案 第4号	北海道市町村総合事務組合理約の一部を変更する協議について
13	議案 第5号	木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
14	発議案第1号	議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任
15	発議案第2号	議会閉会中の所管事務調査について
16		議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

平成25年 6月13日

木古内町議会  
議長 岩 館 俊 幸 様

木古内町議会 議会運営委員会  
委員長 吉 田 裕 幸

### 議会運営委員会報告書

平成25年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

### 記

#### 1. 会議開催状況

開催日	出席委員	欠席委員	説明員	事務局
25. 5. 21	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	なし	山 本 近 藤
25. 6. 10	吉田、平野 又地、竹田 新井田	なし	副町長、総務課長 病院事業事務局長	山 本 近 藤

#### 2. 平成25年第2回木古内町議会定例会における議会運営について

- (1) 今定例会の会期については、6月13日の1日限りとしたい。
- (2) 議事日程については、別紙配布のとおりである。  
なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。
- (3) 付議案件は、議案5件、報告2件、発議案2件である。
- (4) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

## 議長諸報告（平成25年第2回定例会提出）

平成25年第1回木古内町議会定例会3日目（3月14日）以後における諸会議等の開催・出席状況は次のとおりである。

月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
3月15日	木古内中学校卒業証書授与式	木古内中学校	議長他	
3月18日	第19回議会だより編集特別委員会	第5研修室	全委員	
3月19日	木古内小学校卒業証書授与式	木古内小学校	議長他	
3月21日	学校管理職送別会	あおき和洋亭苑	議長	
3月23日	前田一男衆議院議員「春の集い」	中央公民館	又地、佐藤、吉田 竹田、笠井、議長	
3月25日	福島町議会主催議員研修会	福島町	佐藤、竹田	
3月26日	平成25年第2回渡島西部広域事務組合議会臨時会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
4月1日	辞令交付式	議長室	議長	
4月4日	平成24年度渡島西部四町議会議員連絡協議会監査	議会事務局	又地	
4月7日	TPPについての情報報告並びに懇談会	函館市	議長	
4月8日	木古内小学校入学式	木古内小学校	全議員	
	木古内中学校入学式	木古内中学校	福嶋、又地、佐藤 吉田、竹田、笠井 新井田、副議長、議長	
4月13日	前田一男衆議院議員国政報告会	函館市	議長	
4月18日	例月現金出納検査（一般会計、特別会計）	第2研修室	又地	
4月19日	平成25年第3回木古内町議会臨時会	議場	全議員	
	学校管理職歓迎会	清本鮎	議長	
4月20日	平成25年度春の全道火災予防運動防火パレード	町内	佐藤、新井田、議長	
4月22日	第20回議会だより編集特別委員会	第5研修室	平野、新井田、竹田 笠井	
4月24日	平成25年度木古内商工会工業部会通常総会	木古内商工会	議長	
4月25日	例月現金出納検査（企業会計）	第2研修室	又地	
4月26日	渡島西部四町議会議員連絡協議会第1回理事会	松前町	議長、副議長 議会運営委員長 監査委員	



月 日	出席した会議等名称	場 所	出席者	備 考
4月29日	山形県鶴岡市「木古内を訪ねる会」来町に伴う懇親会	清本鮎	議長	
	第66回松前さくらまつり開会式	松前町	議長	
5月15日	例月現金出納検査	第2研修室	又地	
5月16日	木古内商工会第53回通常総会	木古内商工会	議長	
5月17日	北海道新幹線木古内軌道敷設・北斗市軌道敷設工事安全祈願並びにレール発進式	北斗市	議長	
	滋賀県近江八幡市・愛媛県松前町との大規模災害時における相互応援に関する協定締結式	松前町	副議長	
5月18日	平成25年度渡島西部四町議会議員連絡協議会議員対抗パークゴルフ大会	松前町	全議員	
5月19日	前田一男代議士と石山松前町長との観桜の集い	松前町	議長	
5月21日	第8回総合交通体系調査特別委員会	第5研修室	全委員	
	第4回議会運営委員会	第5研修室	全委員	
5月22日	平成25年度渡島総合開発期成会定期総会	函館市	議長	
	木古内町心身障害者福祉協会平成25年度定期総会	高齢者交流センター	副議長	
5月23日	平成25年度木古内町町内会連合協議会定期総会	健康管理センター	議長	
5月25日	平成25年度木古内中学校体育大会 第44回校内陸上競技大会	木古内中学校	議長	
	木古内支店女性部直売所きこりろ新装開店セレモニー	J A新はこだて木古内支店	議長	
5月29日	北海道新幹線木古内駅新築工事安全祈願並びに立柱式	新幹線新駅建設現場	福嶋、佐藤、吉田平野、竹田、笠井新井田、副議長、議長	
5月30日	平成25年第3回渡島西部広域事務組合議会臨時会	福島町	佐藤、新井田、議長	議長に報告 議員に配布済み
	2013年原水爆禁止国民平和実行委員会来庁	議長室	事務局長対応	
6月1日	木古内小学校大運動会	木古内小学校	議長他	
	北島製パン（株）創業五十周年・ハサップ認証最高位取得祝賀会	函館市	議長	
6月3日	第1回総務・経済常任委員会	第5研修室	全委員	
6月4日	平成25年度北海道新幹線建設促進木古内町期成会総会	第1研修室	議長	
6月5日～ 6月6日	渡島町村議会議長会臨時総会 第64回北海道町村議会議長会定期総会	札幌市	議長	
6月10日	第5回議会運営委員会	第5研修室	全委員	

( 午前 10時00分 開会 )

## 開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(岩館俊幸君) ただいまから、平成25年第2回木古内町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達するので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(岩館俊幸君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名をいたします。

7番 笠井敬吾さん、8番 新井田昭男さん、以上、2名を指名いたします。

## 議 会 運 営 委 員 会 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第2 議会運営委員会報告。

平成25年3月14日に開かれました、平成25年第1回木古内町議会定例会において調査をお願いした、議会運営に関する件についての報告を求めます。

議会運営委員会 委員長 4番 吉田裕幸さん。

○4番(吉田裕幸君) 平成25年6月13日 木古内町議会 議長 岩館俊幸様。

木古内町議会 議会運営委員会 委員長 吉田裕幸。

議会運営委員会報告書。

平成25年第2回木古内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、会議規則第41条第1項の規定により報告をいたします。

記 1. 会議開催状況。会議開催状況につきましては下記のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

2. 平成25年第2回木古内町議会定例会における議会運営について。

(1) 今定例会の会期については、6月13日の1日限りとしたい。

(2) 議事日程については、別紙配布のとおりであります。

なお、重要な案件については議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は議長に一任する。

(3) 付議案件は、議案5件、報告2件、発議案2件である。

(4) 一般質問者は2名であり、通告順により質問者ごとに行うこととする。

以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします

○議長(岩館俊幸君) ただいまの、議会運営委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、報告を終了いたします。

## 会 期 の 決 定

○議長(岩館俊幸君) 日程第3 会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長より報告のとおり、本日1日限りとしたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りと決定をいたしました。

## 議 長 諸 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第4 議長諸報告。

議長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

なお、皆様におかれましてはすでにご承知のことと思いますが、平成25年春の叙勲に際しまして、前議長でありました竹田 實さんが、永年にわたり地方議会議員として地方自治に貢献されたご功績により、旭日双光章を受章されておりますので、ご報告させていただきます。

今後とも、お身体にご留意をされまして、益々のご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

誠にありがとうございました。

## 行 政 報 告

○議長(岩館俊幸君) 日程第5 行政報告。

町長諸報告並びに教育長諸報告につきましては、別紙配布のとおりでありますので、これを省略いたします。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) 皆様、おはようございます。

議員各位には、時節柄何かとご多用中のところ本定例会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

平成25年第2回定例会を開催に当たりまして、行政報告が2件ございますのでご報告を申し上げます。

1点目は、J R江差線木古内・江差間廃止に伴う代替バス運行事業者の決定についてでございます。

6月7日、J R江差線木古内・江差間対策協議会が開催され、J R江差線廃止に伴う代替バス運行事業者を、函館バス株式会社とすることを決定いたしました。

選定にあたりましては、運行計画の提出を求めた上でヒアリングによる審査を行った結果、渡島・檜山管内での定期路線の運行実績や車両の保有台数、営業所の数、並びに公共交通としての安全性に優れていることなどから適正と判断したものでございます。

今後につきましては、事業者が決定したことに伴い、バス代替運行の具体化に向けた協議が進められますので、その都度、ご報告をいたします。

なお、6月14日に北海道運輸局による鉄道事業法に基づく意見聴取会が開催されますので、沿線3自治体の首長、J R北海道、北海道の関係5団体が出席することになっております。

2点目は、J R江差線の踏切事故についてでございます。

6月10日午前7時45分ころ、町内字大川75番地付近の警報機、遮断機のないJ R江差線踏切で、江差発函館行き1両編成の普通列車と埼玉県在住の男性71歳の運転する軽乗用車が衝突し、軽乗用車の助手席に乗っていた女性75歳が全身を強く打ち、搬送された木古内町国保病院で、午前9時26分に死亡が確認されました。

また、軽乗用車の運転手は、頭などに軽いけがをし、普通列車の乗員乗客にけがはありませんでした。

なお、事故対応のため、消防署員13名と消防車両4台が出動しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長(岩館俊幸君) 行政報告が終わりましたので、質疑があれば受けたいと思えますけれども質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑なしと認めました。

以上をもちまして、行政報告を終了いたします。

## 一 般 質 問

○議長(岩館俊幸君) 日程第6 一般質問。

これより一般質問を行います。

一般質問につきましては、お手元に配付の通告書によって行うことにいたします。  
はじめに、8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** 8番 新井田昭男です。

平成25年第2回木古内町議会定例会にて、一般質問をさせていただきます。

質問内容は、環境整備に対する考え方についてであります。

すでにご承知のとおり、我が町では新幹線がらみに関わる計画が着々と進み、2年後の新幹線木古内駅開業に向け、まさに佳境的状況と感じているところです。

先般、5月29日には当町の新幹線駅新築安全祈願祭が挙行され、テレビ、新聞等のマスコミにも紹介され、なお一層の盛り上がりを奏している状況と認識しております。

このような現状の中で、現在、我が町には体験観光等で多くの訪問者の皆様方におい出をいただいております。

冒頭に触れましたが、来る2015年度末の北海道新幹線木古内駅開業を迎えるにあたり、さらに多くの観光客等の人々が訪れるであろうと思う時、我が町に訪れた皆様方に一つでも多くの満足を感じていただくために、町内における環境整備について見解をお伺いします。

一つ目は、行政として、大釜谷地区から始まり、木古内町全体の海岸線の流木や空き缶・ペットボトル等のゴミなどの処理体応で、美観・景観維持をどう考え、どのような処理体制を取るのか。

二つ目は、特に我が町の海岸沿いにある、みそぎ浜の流木と駐車場の雑草、木古内の坊公園や更木岬並びに亀川河口付近の流木や空き缶・ペットボトル等の処理をどう考えるのか。

管轄する函館開発建設部や道路事務所、函館建設管理部だけに任せるのではなく、行政としてやり得ることにどう取り込むのか。併せて、海岸沿いの大きな問題として、夏場の海水浴客の不法投棄に対する対処方法や方向性をお示しいただきたい。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 8番、新井田昭男議員のお尋ねにお答えをいたします。

町内の環境美化につきましては、ここで生活をする私達はもとより、新幹線時代を目前に控え、多くの来町者を迎入れる観点からも、極めて大切なことと認識をしております。

このため現在、函館開発建設部並びに渡島総合振興局函館建設管理部の協力をいただき、継続的に道路や海岸などの環境整備に努めているところでございます。

お尋ねの海岸沿いのゴミ処理につきましては、漂着物を定期的に回収することにより美観を保つことが重要でありますことから、現在北海道が行う海岸漂着物処理回収事業に毎年申請を行い、海岸沿いの美化に努めております。

本事業につきましては、昨年度は木古内、泉沢漁港付近、大釜谷、前浜海岸を対象地区として実施をしております。今年度は、対象地区を大釜谷地区の海岸とし現在、

事業申請を行っております。

また、町内全域にわたる、空き缶、ペットボトル等のゴミ処理につきましては、一部の地域では、町内会などの皆様のご協力をいただき、春先に海岸美化クリーン作戦を実施しておりますが、ご指摘がございますように十分とは言えない箇所もございます。今後につきましては、範囲を拡大する取り組みの実践に向けまして、町内会連合協議会やゴミゼロ推進委員会など、関係団体との意見交換を通して、海岸沿いの美化推進に努めてまいります。

次に、不法投棄に対する取り組みにつきましては、100%の根絶は難しいと考えますが、不法投棄の多い場所では立て看板の設置数を増やすこと、パトロールの巡回を増やすことなど、これまで以上に注意喚起を強化してまいります。

また、今後も道路管理者の函館開発建設部並びに海岸管理者の函館建設管理部、木古内警察署など、関係機関との連携を密にし、不法投棄撲滅に努めてまいります。

**○議長(岩館俊幸君)** 8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** いまの質問に対しては、町長、大雑把ではあるけれどもそのような感じをしております。

私は、質問の中で、ゴミを流木や空き缶、ペットボトルと表現しましたが、その中には場所によってはタイヤ、漁具の一部などの産廃品が当然ながら含まれております。

そしてまた当然のことながら、総じて処理対応には関係庁からの小規模な補助や補助の枠組みも含め、予算組も必要と理解をしております。流木に関しては、自然の驚異ではやむを得ない状況にあるのも理解をしております。しかしながら、我が町は目の前に津軽海峡を望み、東は函館山、西は千軒岳の山々など四季折々の絶好の景観を与えてくれる素晴らしいところでもあります。多くの観光客の皆様が、この様な場所で様々な思いで作りをされる時に、ゴミで景観・美観を損ねるのはせっかく訪れた人々に次につながる展開がないと考えます。

前段いろいろと申しましたが、今回、私なりの海岸線の調査確認の中で、特に違和感を感じた場所は、まず先ほど申し上げたみそぎ浜、そして木古内の坊公園海沿い、そして更木岬亀川河口付近の状況です。まず、みそぎ浜に関しては、更木岬と同様、いまや全国的に知名度も上がり、年々右肩上がりに見物客が増えている状況と認識しております。その様な状況の中で、みそぎ浜に関しては、我が町の貴重な観光の名所として、リアルタイム的に海岸沿いの流木や駐車場の雑草の処理をし、美観維持に対応すればすなわち、景観維持にもつながると感じております。我が町きっての大イベントであるみそぎ祭りで大変な経済効果を生み、町に多大な貢献をする場所が駐車場は雑草だらけ、浜はごみでは訪れた人に大変失礼と感じております。

更木岬に関しては、ご承知のとおりサラキ岬に夢見る会会員の皆様、毎年クリーン作戦を実施し、相当な環境整備がなされていると感じております。しかしながら、間近の亀川河口付近では、町内の海岸線でゴミ量では一番ひどい状況です。一般ゴミや漁具を含む大型流木もあり、更木岬側近の位置からは早期処理対策が大と考えます。

木古内の坊公園は、現状公園内は良く整備され東屋付近では花も設置されている状

況にあります。しかしながら、海岸線と消波ブロックの間には、せっかく整備された公園にも関わらず、美観を損ねるほどのゴミがある状況です。これでは、せっかくの憩いの場所がと誰もが感じているのではないかと憂慮しているところです。

先ほど町長は、夏場の不法投棄についても若干のちょっと意見がありました。そのほかに、私は例えばブロックを入りに張るとか、そういう部分も必要ではないかとそのような認識を持っております。当然ながら、職員さんあるいは木古内警察署と連携を取った連携プレイが必要と感じておりますので、それはまさに実施をしていただきたいと思っております。

こういう形で、まさに木古内町としてもいま申し上げたように、全般、要するに名所である場所をリアルタイム的な形で清掃をするという形の見解はどのように考えているのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

よろしく申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** まず、ゴミの種類で申し上げますと、人間の手では対応のきれいな大きな流木あるいはタイヤなどがある。そしてまた軽いもの、ペットボトル・空き缶などがございますが、先ほど申し上げました道の事業においては申請を行い、その年度の清掃区域を指定し処理をしておりますので、新井田議員のお尋ねにありますように、ゴミがそのまま残っている箇所というのはあるわけでございます。

その中で、先ほど申し上げましたように、住民の皆さんの協力をいただいて清掃を行っております。

今後につきましても、ただいま何点かの箇所を協調してご説明いただきましたが、海岸沿いの美化に向けまして、町内会連合協議会の皆さんあるいはゴミゼロ推進委員会の皆様などと意見交換をし、そしてその都度、町としての対応をしていく。住民の皆様と一緒にこの海岸沿いの美化に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。そうした観点では、常にパトロールということも大事になってまいりますので、それは私どもも積極的なパトロールの強化を行いますし、同時に住民の皆様方から特に気になる点につきましても、ご連絡をいただければと思っております。

**○議長(岩館俊幸君)** 8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** 少なくとも先ほど申し上げたように、町としてその重要なポイント、いわゆる名所の部分に関しては、やはりリアルタイム的な形でそういう美観に注意をしていくような状況が望ましいことであると思っております。その辺に関しては、十分要望として含めて町にお願いしたいなと思っております。

それでは最後に、現在、そして来る北海道新幹線木古内駅開業に向け誠心誠意頑張っている大森町長、そして行政各職員の皆様と承知をしております。少し目線を変えて見ると、まだまだ行政としてできることが多々あると思っておりますが、今後当町を含む広域の観光の窓口として、まずは訪れる皆様方にご満足をいただけるようなことが必要不可欠と考えます。必ずや訪れるその日のために、当町の卓越した行政手腕をもって、他力ではなく自力によってさらなるおもてなしができる行政を期待し、一般質問

を終えたいと思います。ありがとうございました。

**○議長(岩館俊幸君)** 以上をもちまして、8番 新井田昭男さんの一般質問を終了いたします。

続きまして、5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** おはようございます。5番 平野武志です。

きょうは、2項目質問通告しております。聞きづらい部分、わかりづらい部分がありましたらご指摘ください。

最初の質問に入らせていただきます。

表題といたしましては、定住化・移住対策の具体案についてでございます。

定住化対策の具体案を検討しているのかどうか、その部分について伺いたいと思います。

過去数回にわたりまして、定住化対策の質問をしております。また、関連で人口減対策・過疎対策について私自身、あるいは同僚議員も質問をしております。

その都度、町長の答弁は全体を通しての施策理論の展開ばかりが多いように感じておるところでございます。

また、我々の具体的な提言につきましては、「財政上難しい」あるいは「参考にしながら協議を進めていく」と答弁されておりますが、なかなか参考にした具体策が出てこないというのも現実であると思います。先般の第5次振興計画の検証の中におきましても、「定住人口を減少させないための施策が求められる」と記されております。

まずをもちましては、過去に提言いたしました具体案のその後の協議結果と見解をお伺いいたします。

また、他市町村から我が町への移住対策については、予算を投入しても必ず我が町に跳ね返ってくるものだと考えます。時期につきましては、新幹線開業あるいは高規格道路開通前のいま、取り組むことが大事だと私は考えます。

幅広い定住化についての全施策の答弁は求めておりませんので、他市町から木古内町への移住についての具体策、そこの部分について、協議中の部分も併せてお伺いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 5番 平野武志議員のお尋ねにお答えいたします。

定住化対策についてのお尋ねでございますが、今日、急速に進む人口減少への対策として、若者の定住促進は極めて重要であると認識をしております。

また、全国の自治体が定住化対策の課題に取り組んでいるところでもございます。このため、当町におきましては、定住化に向けた環境整備として、子育て・保育の分野では保育料の軽減、ラッコクラブの運営など行い、健康・医療の分野では妊婦検診、予防接種、乳幼児検診、中学生までの医療費の無料化、医療バスの運行、国保病院の改築などを行い、また、教育の分野では奨学資金の貸付、通学バスの運行、通学費や各種大会における保護者負担軽減対策などを行うほか、交通の利便性の確保、下水道事業の推進、土地建物の情報提供、光ファイバーの導入計画を進めるなど、安心して暮



らしやすいまちづくりを目指しております。

こうした事業を進める中で、より具体的に定住化対策の議論を行い、実効性を深めるために木古内町振興計画企画推進委員会で一定の方向性を示し、第6次木古内町振興計画に反映させてまいります。

また、この度、北海道による道営住宅の見直し計画が新聞報道されましたが、本件は、本年5月10日に北海道住宅対策審議会が北海道に対して、「道営住宅の整備と活用の方針、並びに道営住宅の管理のあり方について」を答申し、この答申を受けて北海道は、6月中にも現行の整備活用方針を改定し、年度内に新たな道営住宅の整備活用計画を策定するという内容でございます。

答申からは、北海道新幹線駅が近いことや高速道路に近いこと。また、子育て支援や少子化対策に重点を置くことなどが、建設候補地として適していると判断できますので、北海道に対して建設候補地などの提供を行い、建設実現に向けた動きを始めたところでありますので、今後も積極的に対応してまいります。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 事前に、参考資料といたしまして過去の質問内容を提示させていただいたわけですが、先ほどの質問の中でも、「まずをもちまして過去に提言した具体案の協議結果、それから見解を伺います」というような質問をしたのですけれども、その部分については一つも答弁がなかったように思います。

また、最後の部分で「幅広い定住化についての全施策の答弁を求めています」と伝えつつもりなのですけれども、以前の答弁と同じく幅広い、いま行っている施策を伝えていただいたように感じます。

そこで、本来事前に資料として質問内容を提示させてそのお答えをいただければ、再質問でこのように細くまで質問を聞き出さなくてもよかったのかなとは思いますが、答えがなかったので一つずつ再度確認をさせていただきたいと思います。

まずをもちまして、2年前になります。平成23年度6月、「空き家対策について」でございます。まずをもちまして、「空き家の把握をもう少し厳密に行えないのか、空き家の定住移住対策への利用はできないのか」という質問に対しまして、まず数を報告していただいております。当時の把握で、「土地が209件、建物が9軒」と答弁してございます。その後2年経って、「さらに厳密に調べていく」というお言葉をいただきましたので、2年経ったいまどのように数の変化があるのかお聞きいたします。

また、空き家の定義、何をもちまして空き家とみなすのか。「その部分も検討していく」という、また「利用方法を検討する」というお言葉もいただいておりますので、その後の協議についてお伺いいたします。

また、平成23年12月、人口減定住対策に歯止めをかける対策といたしまして、「ちょっと暮らし」の取り組みを提案させていただきました。「具体的なものの一つとして考えていく」と、このように答弁をいただいております。考えた結果、どのように進んでいるのかお伺いいたします。

それから、平成24年3月、「過疎化の歯止め対策」、こちらにつきましては、「Uター

ン者、U I ターン者、I ターン者と、そのようなかたたちに対しての補助をできないのか」と。ここの部分については、当時は「財政的には厳しい」というお話しもいただきましたが、「意見として受け止めた」という答弁をいただいております。

また、平成24年6月、こちらは私ではなく同僚の新井田議員の質問なのでけれども、こちらも「人口減対策定住化の質問」。中身につきましては、具体案といたしまして、例えば「給食費の免除」だとか「新生児の補助率の拡大」などの提言をいたしております。こちらの答弁につきましても、「十分参考にしながら取り組んでまいりたい」と、このように答弁されております。

この結果、例えば「進んでいないのなら進んでいない」、「検討したけれども財政的に厳しい」と、このような答弁をいただきたい旨の事前質問を出したつもりでございますが、また再提案といたしましては、移住に対して引っ越し・移住していただくかたの引っ越し代金の補助だとか、例えばいまの給食センターの横の分譲地、あそこもいつまでも売れないでという表現になってしまいますけれども、そのままになっている部分を例えば無償で提供するだとか、不妊治療の補助をするだとか、新しい提案はいくらでも出せますが、その新しい部分についての答弁はいま急に言って出てくるわけありませんので、まずをもちまして再度、いま言った過去の部分についての検証を、町長がわかりきれなければ担当課長でもよろしいですので、答弁のほうをよろしくお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 一般質問通告書の中で、別紙に記載されたものがあるようですが、一般質問の内容の中では触れてなかったものですから、特段それについてお答えをしておりませんでした。いま改めて具体的な内容について確認できましたので、まず23年6月の空き家対策でございますが、数ということでのお尋ねでございますが、こちらの数については現在、私のほうでは確認できていませんのでのちほどご説明いたします。その当時も申し上げましたが、私も新幹線で住宅を解体し、新たな住み場所を設ける際に「ぜひ町内に残っていただきたい」と、こういう目的で土地・あるいは建物情報を把握し、その中で住民の皆様に提供を続けてまいりました。この空き家につきまして、「適切な対応をしていく」と、今日もこれまで適切な対応を行っております。いま、数字がまわってまいりましたが、現在、町が情報登録いただいております土地の件数は211筆、建物につきましては空き家という判断で18軒でございます。

次、23年9月、定住化の促進ということで、体験移住の関係で「ちょっと暮らし」という表現を使われていたかと思いますが、これについては今後も具体的な検討を現在しておりませんので、これは第6次の振興計画作成にあたって先ほども申し上げました、企画委員会の中で協議をすることとしております。

24年3月、持ち家に対する補助金交付の関係です。これにつきましては、過疎地域自立促進法に基づいて進めておりますので、これは検討を続けていっている状況でございます。その中で「定住化の対策委員会を立ち上げてどうか」という質問が併せて出ておりましたので、こちらにつきましては、同じく木古内町振興計画企画推進委員会

この中で検討をし、第6次の振興計画に反映をさせると先ほど答弁したとおりでございます。

24年6月のこれは人口減対策で、漁港等の有効活用でございますか。これにつきましては、「具体的に協議を進めていく」という答弁をしているかと思いますが、こちらはまだ具体的な方向性は出ておりません。これが先ほど平野議員のお尋ねにあります、「過去の提言した具体案の協議結果の見解」と、こういうことになるかと思いますが。

そのほかに、答弁漏れありましたでしょうか。

以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** まずをもちまして、最初の質問通告書の中に、「細く記載されていないので答えられなかった」と。いま再質問の中で言わせていただいた部分について、「いまその部分が出ましたので、その細かいことについてお答えします」という流れで、もう3度目の質問になってしまったのですけれども、事前に「過去に提言した具体案の協議結果と見解を伺います」というこの言葉は、「過去の部分を、いまの言った部分を聞いています」ということにならないのでしょうか。「1個ずつ細かいことを書かなければだめだった」ということになるのでしょうか。そのために、添付資料、「平成何年には何を質問しました」というのを付けたつもりなのですけれども。それが1回目の答弁であるべきではなかったのではないのでしょうか。

続いて、他市町からこの最初の質問でございます。木古内町への移住についての具体策、「協議中の部分も含め、併せてお願いします」という部分については、まだ一つも答弁が出ておりません。「第6次振興計画委員会の中で、6次の振興計画に活かしていく」と。その程度しか答弁が出てないと思うのですけれども、はたしてどうでしょうね。一般質問として事前にやっていて、前回も前々回もまた同じような質問しているのですけれども、何も具体的な答弁は返ってきてないのですよ。いま過去の検証をいした中でも、当時の土地からですよ、「209軒に対して現在が211軒、建物が19軒に対して18軒」、そんなわけないではないですか。これは2年前ですよ、この話しなんて。町が町民に対して「情報提供をください」と、案内を出しまして出てきた数ですよ。泉沢を数えただけでも空き家が、40軒、50軒あるのですよ。町内で18軒なわけがないです。その時に、例えば町でそういう案内をして、情報提供をされるだけじゃなくて、「各町内会・自治会に協力を仰いで、もう少し土地・空き家の把握をできませんか」ということに対して、「進めていきます」という言葉をいただいているのです。結局、「やっていない」ということですよ。「何も進んでいない」ということですよ、2年経って。同じく人口減対策、「ちょっと暮らし」の取り組みを提案、いまの答弁の中でも「検討をしていない」、これも1年半前ですよ。1年半前の一般質問で、「年度予算が5万円かかります、いかがですか」と、その時の答弁は当然いま出されたことに対して、「具体的なイエスもノーも言えない、ただ今後検討をしていきます」という答えに対して、私は「ちょっと暮らし」の資料も担当課のほうに持っていきまして、町長も検討していただくということでしたので、「ぜひ参考にしてください」と資料までおわ

たしました。でもその結果が、1年半経ったいま「検討をしていない」ですよ。このような答弁が許されるのでしょうか。

先の予算委員会の中でも、「1年前にお話しした部分どうなりましたか」と、「申しわけありませんけれど、検討していませんでした」と。何のための会議、何のための議会なのでしょう。ちょっとないがしろにされているというのか、真剣に取り組んでないというのか、「検討をしたけれどもやれなかった」と、どういう事情でやれなかったのならしいのですよ。「検討までしていない」というのは残念で、言葉にもならない思いでございます。先ほどから言いますとおり、いま現在の町民の方々が、今後も木古内町に定住していただくための施策は、いろいろ子育て支援から高齢者のかたまでのいま町が行っている施策についても、「十分わかりました」という話しもしているのです。今回の趣旨は、よその町から人を引っ張ってくるための施策についてのみを通告書にも書いていると思うのですけれども、全くもってその部分について触れていないと、全然論外だと思いますよ。どうですか、議長、これ成り立つのですか、一般質問として。

○議長(岩館俊幸君) 暫時、休憩をいたします。

休憩	午前10時48分
再開	午前10時52分

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

5番 平野武志さん。

○5番(平野武志君) いま休憩中の中でもお話しがありましたとおり、細い内容については全体的に進んでいない。それはここの場で細かい話しをするべきではないという町長からの指摘もありましたので、今後、委員会でしたり個人的に担当課であったりとの調整をしながら、ぜひ行政には進めてもらいたいと思います。今回の質問の一番のメインは、町外の人、いま現在住まわれているかたもちろん大事なのですけれども、町外の人をいかに木古内町に移住していただく対策があるかどうかという部分についてが最後のメインの質問になるのですけれども、先ほどの答弁の中で「道営住宅」の話、6月中に改正をし今年度中にはできあがっていくという話。それがはたしてよそからの人を呼び込む移住対策なのかというふうにも捉えてなかったものですから、それが「政策の一つである」という部分はまず1点は理解しました。

ただ、全体をとおしまして、どうも移住対策については町としても進みそびれていると言いますか、どうも乗り気ではないなというのが正直に思う感想でございます。2回目でしたか、1回目でしたかの町長の答弁の中でも、「極めて重要だ」と。「全国的にもいろんな市町村で移住に対しての取り組みが進まれている」と、そういう部分まで理解した答弁をおっしゃっています。であれば、「なぜ木古内はもう一歩もう二歩、進んでいかないのかな」というのが、きょうの答弁の中で得た感想でございます。

全体をとおしましては、前回、前々回の答弁でも「財政的に難しい」という部分も

多々おしゃっておりますが、でははたして「財政的に難しい」という根拠を、実際の試算をされたのかどうなのか。例えばよそから他市町村の人達を呼び込むための施策で、はたして何人受け入れて、そのための施策の費用を予算をいくら使ったとして、では何年住んでいただけると例えば税収でしたり、経済効果でしたり、どのような結果になるのか。そのようないわゆる先行投資、「移住していただくかたに対しての対策でこのような予算を使います」、その先行投資をして、町としては大きなメリットをあげられる場合も想定されるのではないのでしょうか。ただただ、「財政が厳しい」という話ばかりではなく、その部分の細かい想定予算の試算をしながら、進めていただきたいなというふうに思います。

また、ある調査データを数種類調べましたところ、「都道府県魅力ランキング」というのがありまして、これは北海道がダントツの1位でございます。また、いまのに関連いたしまして移住したい都道府県ランキングでも、たくさんアンケートなどを調べている会社があるのですけれども、ほとんどのところで北海道が1位から3位となっております。そんな優位な条件です、北海道は。その北海道の中でも、木古内町においては皆さんご存じのとおり、自然災害が少ない、犯罪も少ない、海、山に囲まれて自然が豊かである。また、先ほど新井田議員の質問の中にもありましたが、2年後、3年後、北海道新幹線駅が開業しまして、また高規格道路の整備、インフラも進んでおります。交通の便においても、申しぶんありません。まさに都会から「移住をしたい」と思われるかたにはもってこいの条件だと私は思っております。先ほどの質問の答弁内容からしましても、移住希望者は全国を探してもたくさんいるわけです。そのかたたちは例えばいまの時代ですからインターネットでしたり、移住のカタログだったりを見た中で、「親戚があそこにいるから」ということもありますけれども、そういうのを見た中で、いろいろ選んで実際に北海道の市町に移住をしてこられるかたがいると思うのですけれども、その人達が選択できる土俵にすらまだ木古内町はあがってないと思います。この移住対策・施策に向かいますと、やはり担当職員の配置、もちろん兼務になるとは思うのですけれども、そのような担当の職員を配置して、重要な案件ですから、内容をしっかりまとめるべきだと思います。やはり、いままで町長がさきほどから答弁でおっしゃられるとおり、やってきた定住化対策、数々の施策に加えまして、魅力ある施策を一つでも二つでも加え、高いポテンシャルを具体的な形で情報発信し、特に今回は移住の部分ですけれども、そのような対策を進めるべきだと思います。

最後になりますので、職員へのいままでの過去の部分の指示を含め、また今後の専門職ではないですけれども、担当の配置の部分も含め、移住対策について再度町長の思いをお伺いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 今日まで、定住化策の大きな前進が見られないというその要因の中には「企業が少ない」、このようなことがあげられるかと思いますが、企業誘致についても鋭意努力しながら進めているところではあります。なかなか現実に結びつく大きな企業の進出というのは現在のところはございませんが、観光交流センター

の中にはレンタカー会社の進出あるいは飲食関係での進出、このようなものも現在併せて誘致に向けた動きをしておりますので、まず仕事がある場所を作ることが大切かと思っております。

二つ目は、先ほどお答えを申し上げましたが、様々な事業の施策展開の中で、住みやすいまちづくりということを目指していかなければならないと。これも先ほど申し上げたとおりでございます。道営住宅につきましては、いま平野議員がお尋ねにあったことと合致する建物ではないかと承知しております。まだ北海道からの正式な発表はございませんが、これまでの答申の中身を熟読しますと、まさに新幹線駅周辺・高速道路周辺、そして子育て支援などが大きな要素となっております。そしてまた、この道営住宅は全国各地からネットで公募すると、こういう仕組みであるとも聞いております。北海道は現在、道営住宅の数は増やさないと方向で、札幌等の都会圏にある老朽化した施設を減らして、いま申し上げました適地に設けると、こういう方向でございますので、全国各地から木古内の魅力を発信することで、住宅に住んでいただけのもと思っております。

また、これも担当サイドでの確認でございますが、当町には10戸から30戸程度の範囲で建設を考えたいということのようでございますので、この辺につきましても、積極的に道との連携を図る中で建設の実現を目指したいと考えております。

財政の関係で触れておりましたが、これまで盛り込んでいない事業がございますが、これから財政収支計画を毎年見直しておりますので、その中でリンクした考えを持って進めなければならぬと考えております。交流人口に向けた新幹線事業でございますので、多いにそういったことも検討していかなければならないと思っております。

いずれにいたしましても、木古内町が新幹線駅を通るなど魅力あるものだとすることを多いに発信をしていくことも大切なことだと思っておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

**○議長(岩館俊幸君)** 1番目につきましては、これで終わりたいと思っておりますので、休憩をとりたいと思っております。11時15分まで、暫時、休憩をいたします。

**休憩**            **午前11時03分**  
**再開**            **午前11時14分**

**○議長(岩館俊幸君)** 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 引き続き、5番 平野武志でございます。

2項目の質問に入る前に、先ほどの1項目の質問に対しましては、町長からも言われたのですが、事前の通告書に「もう少し細部にわたって書いてくれれば」というお話しもいただきました。その部分については、反省して次回の質問に活かしたいと考えております。中身については、3回目の町長の答弁からありましたが、「働く場

所がないので、なかなか定住化が進めれない」というお言葉もいただきましたけれども、全国各地の移住したいかたには、その働く場所だけがメインで求めるかただけじゃありません。例えば、高齢になって「北海道にただ住みたい」という人達もたくさんいます。ですので、その働く場所という部分だけに固執せずに、幅広い人達が移住をしたい場合の、せめて選んでいただける資料の添付ですとか、ホームページの中にそのようなコーナーを設けるだとか、先ほどの具体案ではないですけども、その部分も検討をしつつ、今後進めていただきたいと要望いたします。

2項目、質問に入らせていただきます。

義務教育の保護者負担についてお伺いいたします。

毎年度、小中学校では教材費として保護者への負担が生じております。

教材の内容については、学年や担当、担任の先生によって違いはあるわけではございますが、授業の質の向上や教育上必要だと理解はしております。ただ、現在の家庭環境の中で経済的負担になっているのも現実であります。教材費と併せまして、同じく冬季のスキー学習については保護者の方々は、「授業内容の必要性は理解していても経済的には大変だ」とそのような意見も出ております。木古内町の特性を活かした貴重な授業であり保護者への思いを考慮し、スキーセットを教材として町が用意すべきだと私は思います。

3月の予算等審査特別委員会まで2年度にわたり提言してきました義務教育期間の保護者負担の軽減。町として、教育現場への予算措置について教育長の考えをお伺いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 教育長。

○教育長(野村広章君) おはようございます。

5番 平野武志議員のお尋ねにお答えをいたします。

義務教育期間の保護者負担軽減についてでございますけれども、小中学校における教材費につきましては、学校現場において、できるだけ保護者の負担を少なくする努力をしているところでございます。

学校の教育活動に関わる経費には、公費とは別に保護者の負担する経費、いわゆる私費がございます。

お尋ねの教材費につきましては、私費であり、受益者負担の考え方に基づき、保護者が負担することが適当と考えられる経費でございます。

よって、公費と私費の違いについては、購入したものがあるいは支払ったことが児童や生徒の個人所有物になるかどうか。また、児童生徒に直接還元されるかどうか、ということになるかと思っております。

しかしながら、学校においては、むやみに保護者の私費負担とならないように努めているところでもございます。

例えば、算数や漢字のドリル類は書き込み式よりも繰り返し練習できる物を選択する。また、教材の選択の吟味をするなど、学校においては教材の選択や指導の工夫に取り組むということが大切であると考えております。

したがいまして、今後とも、学校に対して保護者の負担軽減に一層努めるよう、指示・指導をしてまいりたいと思います。さらには、教科に関わる資料であり、公費支出が適当であるものについては、次年度において予算措置をしてまいります。

また、スキー学習につきましても、保護者が新規にスキーセットを購入する際には、価格の差はあると思いますが、ある程度の費用負担がかかることは承知をしております。

したがいまして、スキーセットについても私費負担の教材であるという認識ではありませんけれども、保護者の負担を軽減するために、物品の譲り受けや譲り渡しを行うなど、保護者はもとより地域への提供を働きかけるとともに、用具購入をした場合において一部助成を行ってまいりたいというふうに考えております。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** 一部聞き取れない部分もあったのですが、まずをもちまして、保護者負担をしている部分が「私費である」という言葉を答弁としていただきました。私費と言いますか、授業で使う部分がおそらく捉え方としては、家に持ち帰るのでそれは子どもの持ち物になるという分類をしているのか。どういう基準で学校の授業の中で同じものなのに、「教科書は学校が用意して、教科書に付随するものが保護者が用意する、それは私費ですよ」と。その基準分けというのはちょっと私にはわからないのですが、保護者といたしましては、だいたいのが授業の中で先生の指示のもと、極端に言うところ「これ必要ないのじゃないか」と思うものもたくさんあるわけですね。最初の質問で必要だという言葉も言いましたけれども、一部は「これよりもこっちのほうがいいだろう」という意見もあるわけですね。でも、「それは教材で使うから」ということで、自分の子どもだけが買わないわけにもいかないのです、当然申し込みます、買いますよね、それは私費だと。その辺の基準のつけ方が、いまいち何をもって「これは家庭が用意して、学校が用意するのか」、その辺のちょっと精査をしなければいけないなという感想はあります。また、教育長のお言葉の中にも、「できるだけ保護者負担の軽減を指示する」という言葉ありましたが、この度の質問のテーマは、保護者の負担軽減ということでももちろんあげておりますが、視点をちょっと変えると、木古内町の教育現場への力入れが問われる部分だと思っております。

ちょっと別件の話しにもなりますけれども、いま現在も教育現場の修繕が行き届いていない場所があります。またこれまでも、プールの建築時期や小学校の体育館の雨漏り、給食の資材関係、子どもだけに関わることではないのですが、全町民対象の公民館の講堂、いまも使えない状態にあると思うのですが、どうも教育委員会の取り組みが後手後手になっていると感じる部分が多々あります。もちろん、行政や財政担当との予算措置の都合や、また冬は雪が降りますので修繕が不能でしたり、保険の診断待ちなど、様々な理由があるのは多少は理解いたします。

木古内町は高齢化・少子化が進み続けますが、子ども達は宝です。この子ども達が、将来の木古内町を受け継いでいくという思いは全町民の一致するところだと思っております。

今後とも、教育現場、子ども達の熱い施策が展開されることを期待しての今回の質問



になったわけでございます。また、きょう1個目の質問にもありました、移住・定住の部分にも「木古内町はこれだけ教育に力を入れているのです」という部分を示すことによって、そのような移住対策につながっていくことにもなると思います。

最初の質問で聞き漏らしたのですけれども、「次年度について予算措置をする」という部分については、具体的に何かを予算措置すると言ったのか、それとも全体を通して予算措置をすると言ったのか、ちょっと聞き漏らしたので確認で聞かせてください。

**○議長(岩館俊幸君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** 先ほどお話しのありました、公費・私費の区分の基準ですけれども、公費にあたる部分については、学校教育法第5条の中で「学校運営に関わる経費については、設置者が経費を負担する」というふうになっております。したがって、学校の備品とか例えば臨時職員の賃金だとか、需用費だとか、切手代だとか、そのような部分でございます。

教科書については、これは国の指定のものでございますので、これは無償化になってございます。それ以外の教材費については、これは子どもに還元されるものだと。この中には修学旅行費だとか遠足費、これもあります。これは、経費の効果として子どもが学力向上とか体力作り等々の還元を受けるわけですので、そのような部分の私費との区分でございます。私が言っている私費の区分については、例えばドリルとか資料とかそういうものが各学年によって違うもの、当然担任の先生方の考え方にしたがって、指示されて私費負担をしているというような状況になっておりますけれども、これについてもう一度、1年生ではどんなドリルを使っているのかテストを使っているのか、資料は何なのか、中学生は何なのかというような部分をもう一度精査をしながら、その中で公費で支出すべきもの、適当であるものがあるのではないかというふうに思います。そういうものについては、きちんと平成26年度の当初予算に盛り込んでいきたいというような考え方でございます。

それから、環境整備についてのご指摘がございましたけれども、「後手後手にまわっている」というようなことで、そういうふうに感じられているということは、非常に子どもも努力しなければいけないなどは思っておりますけれども、努めて学校をまわったり施設をまわったりしながら、学校の先生方と話しをしているところですが、今後につきましては、できるだけ早く環境整備に向けた修理・修繕というようなことに努めてまいりたいというふうに思っております。

**○議長(岩館俊幸君)** 5番 平野武志さん。

**○5番(平野武志君)** いま教育長のお話しの中では、「もう少し私費の部分でどのようにかかっている、はたしてこの部分を公費としてやるべきではないのか」という部分を精査して、予算措置に向かいたい」というお話しをいただきました。

参考までに、一昨年、教育委員会のほうでおそらく調べてくれたと思うのですけれども、1年生から6年生までそれぞれ平均するとだいたい年間8,000円から9,000円ぐらいの学校からの資料が掲示されたと思いますけれども、これプラス、例えば「1年生であれば入学の時に1万円ぐらいかかります」。そのほかの学年によっても、当たり前

教材費としての封筒があるのですけれども、その合計のデータをおそらく教育委員会で調べてくれたと思うのですけれども、それ以外の部分も含めて、細かい部分ありますので、その辺は学校と上手く調整して、実際どの程度の家庭の負担があるのか調べていただいて、いま言ったような予算措置と言いますか、考案していただきたいというように思います。

また、スキーについても一部助成を考えているというような前向きな答弁をいただきましたので、先ほども申し上げましたとおり、木古内町の大事な宝であります子ども達。その子ども達がより良い教育現場を向かえる、教育現場を作っていくための教育委員会であるような施策を今後も続けていくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** 以上をもちまして、一般質問を終了いたします。

### **報告第1号 平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について**

**○議長(岩館俊幸君)** 日程第7 報告第1号 平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

副町長。

**○副町長(大野泰君)** ただいま上程になりました、報告第1号 平成24年度木古内町一般会計歳出予算の繰越明許費について、提案理由の説明を申し上げます。

次のページに、平成24年度繰越明許費繰越計算書を添付しておりますのでご参照を願います。

繰越する事業は、平成24年度の町道舗装修繕事業、木古内駅自由通路拡幅事業、町道双葉線改良舗装事業、木古内駅周辺整備事業でございます。

それでは、各事業の節毎にご説明いたします。

町道舗装修繕事業は委託料 100万円、木古内駅自由通路拡幅事業は委託料 6,391万8,000円、町道双葉線改良舗装工事は工事請負費 1,500万円、木古内駅周辺整備事業は委託料 1,650万円、工事請負費 7,900万円、公有財産購入費 7,257万円、補償補填及び賠償金 7,310万6,000円、合計 3億2,109万4,000円を繰り越すものです。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 吉田裕幸さん。

**○4番(吉田裕幸君)** 4番 吉田裕幸です。

ちょっとお伺いします。町道双葉線の改良工事の繰越明許で出ていますけれども、いま現在工事していますよね。それで、通行止めになっているのですよ。それで、あ

そこが通行止めになってしまうと農協に入る場合裏から行くのですけれども、裏からだったら一方通行なのですよね。その辺が、繰越明許と関係ないのでちょっといま町道双葉線が出てきたので、こちら辺がどういう扱いになっているのか。バスが回っていくのですけれども、観光バスが入ってきた時にあそこに入って行けなくてちょっと危ないことになっているのですよね。いま関連して双葉線が出てきたので、その辺ちょっと行政側にお聞きします。

○議長(岩館俊幸君) 建設水道課長。

○建設水道課長(若山忍君) お尋ねの双葉線改良工事ですが、現在工事を進めております。それで、工事期間中につきましては、朝の8時の時点でバスがたくさんいらっしゃいますので、そのバスの朝一の出発を待って、そのあと通行止めをしながら工事を行っています。その間のバスですとかの関係については、交通誘導員が駅前通りで誘導しながらバスターミナルに誘導して行っております。また、農協の出入りにつきましても、駅前通りのほうから交通誘導員が指示して、そういうふうに警察と請負業者のほうで打ち合わせをさせていただきながら、工事を進めていますのでご理解のほどお願いします。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 報告第2号 平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する 点検・評価報告書について

○議長(岩館俊幸君) 日程第8 報告第2号 平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、報告第2号 平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、提案理由の説明を申し上げます。

この報告は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、報告書を作成し、議会に提出するものでございます。

なお、詳細につきましては、教育長が説明を行います。

以上報告といたします。

○議長(岩館俊幸君) 教育長。

○教育長(野村広章君) ただいま上程されました、報告第2号 平成24年度木古内町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について、説明を申し上げます。

今日、教育を取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、教育委員会においては責任体制の明確化を図り、教育行政の中心的な担い手としてその役割を發揮していくことが求められております。

このため、木古内町教育委員会といたしましては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、町民の皆様への説明責任をはたすため、平成24年度における教育委員会の事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成し公表するものでございます。

この度の報告書につきましては、教育委員会や審議会等の開催状況などの教育委員会の活動状況に加え、平成21年度を初年度とする5か年の第5次木古内町教育総合推進中期計画の推進事項及び重点実践内容に基づき、平成24年度の学校における教育活動や社会教育事業の実施状況について、点検・評価を行ったものでございます。

今後とも、木古内町教育委員会は、点検・評価の実施を通じて、施策の効果の検証と改善を図りながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりたいと考えておりますので、町民の皆様並びに町議会議員の皆様の一層のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 報告内容の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番 吉田裕幸さん。

**○4番(吉田裕幸君)** 4番 吉田裕幸です。

ただいま、教育長のほうから報告第2号の説明がございました。議運の中でも一部議論になりまして、この部分従前、6月の定例会にこういう形で提出されますが、この中身についてはすごく膨大なのですよね。それについて、この審議なのですけれども当然、これ決算委員会ですとたぶんまたやらざるを得ない。このいまの時期に、6月にどうしても出しておかなければならないものなのか、決算委員会にまとめて審議をするのか。その辺がちょっと私にもわからないので、その辺いまの考え方。これは絶対6月には報告として出しておいて決算委員会の中でまたやるのか、この辺について教育長のお考えをお伺いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** これにつきましては、先程町長のほうから提案理由の中で、法律に基づいて公表するというふうなことでなっております。各市町村の議会に、教育委員会はその報告をする義務というか公表するというふうになっております。したがって、やはり平成24年度の前年度の事業の評価でありますから、できるだけ早く議会に公表をしたいというような意味からこの6月というようなことで、3月を過ぎた一番直近の6月の第2回の定例会でこれを「報告したい」というようなことでございますし、ほかの町でもそのような傾向がございます。「なければならない」ということではありませんけれども、木古内町の教育委員会としては6月に、この点検・評価をした報告書を出したいというふうな考え方でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** ほかにございませんか。

8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** 8番 新井田昭男です。

いま先輩議員からお話があったのですが、内容に関してはこの点検・評価というのは非常に膨大な資料となっているわけですね。類似した点で、委員会で揉んだ経緯があるのですが、ある課からいわゆる事業計画に対しての評価の仕方、いわゆるA・B・C・D・Eというランク付けで、点数制を含めた形になっているのですが、いま教育長のほうから、法的な部分でというような話もあったのですが、こういう文章ではなくて、当然文章も取りながらいいと思うのですが、そういう評価の中で、いわゆるA・B・C・D的なランク付け、いわゆる点数制も含めた中で、そういう評価というのは対応できないものか、ちょっと聞きたいです。

**○議長(岩館俊幸君)** 教育長。

**○教育長(野村広章君)** ただいまのその評価の方法についてというようなことで、ご指摘・ご意見がございました。結論からいくと、そういう事はできると思います。点検・評価については、先ほど言いましたように、重点・実践内容に伴って「どのようなことができたか」、それから「できなかったか」、「このようなことが必要でないか」というような課題提示というものがございます。その部分では、全体の中での見通しの中で、例えばA・B・C・Dランクで表示をすとかというような、ある程度具体的な評価・基準に基づいた提示ということはできるというふうに思います。

ただ、いまこれは第5次の中期計画ということで、平成21年度を初年度として25年度までの計画の4年次目の評価でございます。最終年にあたって、このような形になるかあるいは数値的なものになるかという部分を今後、検討していきたいと思っておりますし、新しい中期計画の評価につきましては、わかりやすい表示にしていきたいというふうに考えております。

**○議長(岩館俊幸君)** 8番 新井田昭男さん。

**○8番(新井田昭男君)** いまの教育長のほうから縷々ご説明あったわけですが、非常に前向きに考えていただくと、そういう形で評価させていただいてます。いま言ったように、そういう文章ということはなかなかやはり我々の目線も含めて、非常にある意味ではわかりづらい部分もなきにしもあらずで、そういう評価の仕方ですと、評価を見てですね、我々の立場でスムーズな形でご提案を申し上げる形もとれますので、ぜひ前向きに考えていただきたいとそのように思っています。

よろしく願いいたします。以上です。

**○議長(岩館俊幸君)** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、以上で報告を終了いたします。

## 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)

○議長(岩館俊幸君) 日程第9 議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(大野泰君) ただいま上程になりました、議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)について、提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、4,050万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億3,462万6,000円とするものです。補正の主な内容は、3款 民生費は、老人クラブ連合会補助金と消費者行政事業に係る補正です。8款 土木費は、公営住宅建設実施設計に係る補正です。10款 教育費は、木古内小学校校舎改修と中央公民館耐震改修設計業務に係る補正です。11款 災害復旧費は、河川維持補修と林業専用道の復旧工事に係る補正です。地方債の補正は第4表に掲載しております。新たに防災対策事業債 510万円を追加し、総額を4億630万円とするものです。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいま上程されました、平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

議案第1号1ページ、第2条の地方債の補正につきましては4ページをお開き願います。

防災対策事業債につきまして、新たに510万円を追加するものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。11ページをお開き願います。

3款 民生費、1項 社会福祉費、3目 老人福祉費、19節 負担金補助及び交付金 13万8,000円の追加は、新たに老人クラブのリーダー養成に取り組むために老人クラブ連合会に対する補助金の追加でございます。

8目 住民運動費、9節 旅費 8万1,000円と11節 需用費 30万円の追加は、国の地方消費者行政活性化基金、補助率10分の10を活用し、高齢者向け振り込め詐欺などの注意喚起を促すための事業に取り組むため費用の追加でございます。

続きまして、12ページです。8款 土木費、4項 住宅費、2目 公営住宅建設費、9節 旅費 6万1,000円と13節 委託料 660万円は、公営住宅建設計画では平成26年度からの建設を予定しておりました朝日団地2号棟8戸につきまして、今年度から取り組むことにより国費交付率が45%から50%に嵩上げされることとなったため、計画を前倒しするための実施設計費の追加でございます。

続きまして、13ページです。10款 教育費、2項 小学校費、1目 学校管理費、15節 工事請負費 2,210万円の追加は、木古内小学校の校舎屋上防水が劣化により雨漏りが発生していることと、正面玄関建具の変形により電気錠が作動しなくなっていることから改修を行うものです。

なお、屋上改修部分の図面を議案説明資料、資料番号1の1ページに添付をしておりますので、ご参照をお願いいたします。

続きまして、14ページです。4項 社会教育費、2目 公民館費、13節 委託料 532万4,000円は、中央公民館の耐震診断を行った結果、事務室及び講堂の耐震性・耐力不足が判明したため、耐震改修工事に係る実施設計委託料の追加でございます。補強が必要な箇所図を議案説明資料、資料番号1の2ページから5ページに添付をしておりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、15ページです。11款 災害復旧費、1項 土木施設災害復旧費、1目 河川災害復旧費、11節 需用費 220万5,000円は、春先の融雪により河川が増水し、一部の河川で決壊箇所が発生したため、その補修費の追加です。

なお、位置図を議案説明資料、資料番号1の6ページに添付をしております。

続きまして、16ページです。2項 農林水産業施設災害復旧費、1目 林業施設災害復旧費、15節 工事請負費 370万円の追加は、林業専用道大平栗山支線の起点から500m付近で、約40mが大雨と融雪水による大平川の増水と想定される原因で崩落したため、これを復旧するための追加でございます。被害箇所図を、議案説明資料の7ページに添付しております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。7ページをお開き願います。

13款 国庫支出金、2項 国庫補助金、4目 土木費補助金、2節 住宅費交付金 330万円は、朝日団地2号棟の実施設計に係る社会資本整備総合交付金、地域住宅交付金の追加です。補助率は2分の1でございます。

続きまして、8ページです。14款 道支出金、2項 道補助金、2目 民生費補助金、1節 社会福祉費補助金 38万1,000円は、消費者行政活性化事業補助金の追加でございます。補助率10分の10となっております。2節 老人福祉費補助金 9万1,000円は、老人クラブ運営補助金の追加でございます。補助率、3分の2でございます。

続きまして、9ページです。17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金 3,163万7,000円は、この度の一般会計予算補正で不足となります財源を財政調整基金から繰入するものでございます。

続きまして、10ページです。20款 町債、1項 町債、4目 消防債、2節 防災対策事業債 510万円は、中央公民館耐震改修工事設計業務にかかる防災対策事業債の追加でございます。

説明は以上でございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長(岩館俊幸君) 昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

**休憩 午前11時52分**

**再開 午前13時00分**

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番 竹田努さん。

**○6番(竹田努君)** 1点、技術的な部分を含めてお尋ねしたいと思います。

木古内小学校の屋上防水ですけれど、築年数からして防水が破損するというのは妥当な年数なのか。それと小学校ばかりではなく、役場の庁舎自体も築年数からすれば、非常に屋上の防水がどうなのかということに心配するところなのですが、技術的な視点から見てその辺が妥当なのかどうかという部分の見解を示していただきたいと思っています。

**○議長(岩館俊幸君)** 建設水道課長。

**○建設水道課長(若山忍君)** 木古内小学校屋上防水工事の関係かと思いますが、現在の木古内小学校の校舎につきましては、平成6年に建設されております。現在、平成25年ですので19年経過したわけですね。当初の屋上の防水につきましては、保証期間が10年ということになっております。ただ、昨年屋体のほうもやらせていただきましたけれども10年は保証される。その以降、ここまでもってくれたという正直なところもあります。それで今回、19年も経っていて雨漏りが見えるということなものですから、補正させていただきたいと思っています。それと役場庁舎につきましても、昭和57年建設でしょうか。それで、相当数年数が経っておりまして一部、ドレン、水抜きのところですか、原因がわかっているところについては補修をその都度行っておりますが、これも今後、役場庁舎全体の改修をそろそろ暖房面ですとか、そのようなものも含めて手を加える時期にきていますので今後、防水も含め庁舎全体の改修計画を立てていきたいというふうに考えています。

**○議長(岩館俊幸君)** 6番 竹田努さん。

**○6番(竹田努君)** 技術的な部分については、いまの説明で理解をいたします。

ただ、学校の屋上と庁舎の屋上の防水の施工の仕方が違うのか、庁舎は部分的なドレン等の改修・補修をしているものの、まだ全面改修しなければならないという部分ではない。小学校については、だいたい防水の保証期間が10年ということで、その期間が9年経過している部分で防水の改修をするのが妥当だということですから、それはそれでこの予算等について異議はないのですけれど、ただその辺の適正な点検といいますか、そういう部分を含めて逐次やっておかないと、このような一気に全面改修をしなくてはならないというふうになるのかなというふうに思うものですから、今後、公民館を含めてそういう維持管理を含めた部分で十分なチェックをするように要望して終わります。

**○議長(岩館俊幸君)** ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

**○2番(又地信也君)** 11ページの老人クラブ連合会の補助金13万8,000円、この中身をちょっと少し詳しくお知らせください。予算議会ですべての福祉の部分で、もう少し老人クラブ云々の話を出していたのでその部分かなと思うのですけれども、13万8,000



円ですけれども中身をお知らせください。

それからもう一つ、12ページなんですけど委託料の660万。説明ですと、平成26年、朝日団地2号棟のということでありましてけれども、一般質問の中で道営住宅の部分が町長から答弁ありました。その中で、年度内に道営住宅の部分での道の方向性が出るという答弁がありました。私は、第5次の振興計画あるいは住宅マスタープランの中で、見直しをかけるこの道営住宅の実現されるとすれば、住宅マスタープランの見直しが必要になるのではないのかなとそう思っているのですよね。我が町とすれば、道営住宅が我が町に例えば道のほうで建設するということになれば、ある意味では助かる部分も出てくると、財政的な部分でも。そういうことを考えれば、26年度の朝日団地2号棟の建築と道営住宅の年度内での方向性を考えた時に、1年くらいある意味では遅れてもいいのではないのかなという気がしないでもないのですよ。その辺、ちょっと見解を伺っておきたいとそう思います。

**○議長(岩館俊幸君)** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長(中島茂行君)** 老人クラブの補助につきまして、お答えしたいと思えます。連合会の役員の方々と3回程、老人クラブの活性化等の話し合いをした中で、最終的に連合会の総会で、「単組のほうにも補助的な部分を町として支援していきたい」旨を伝える中でご意見を聞いたのですが、その段階では意見が出ませんでしたので、再度連合会の役員さんの中と話し合いをしまして、今回につきましては、連合会に補助金を出す中で、リーダー研修等の部分で単組が負担する部分を連合会のほうで最終的に補助として出すと。間接的な補助ということで、今回は13万8,000円を補正させていただきました。以上でございます。

**○議長(岩館俊幸君)** 町長。

**○町長(大森伊佐緒君)** 道営住宅とこの度の朝日団地の関連でございますが、まずこの度の町の朝日住宅につきましては、病院の建設さらには老健施設の建設に伴い、旧朝日住宅を解体をいたしました。その中で、一連の工事の最終の事業という位置付けになっておりまして、これまでの補助事業がございますので、これはいつかの時点でやらなければならないというものでございます。

この度、設計を1年早めたのは、補助率が良くなったということから、「まず設計はしておきましょう」と。しかし、建設についてはこれからしかるべき時期に実施をするということで考えております。道営住宅の場合は、町営住宅と若干違う点がございまして、それは道営住宅の場合は子育て支援あるいは少子化対策ということで、全国公募ということになりますので、そこに入るかたは町営住宅よりもさらに広い間取りになるかと思えます。そして、お子さんも一緒に住める、こういった住宅になるかと思えますので、その辺の構造自体が違うものだというふうに思っております。まだ北海道から具体的に示されておりませんが、ほうぼうの道営住宅を見ますと、今回新たな施策ということで先ほども一般質問の答弁でお答えしたように、「新幹線の駅周辺であること、高速道路の出入り口の周辺であること、さらには子育て支援・少子化対策」ということでございますので、これまでよりも広いスペースで子どもさんも住めると

いう内容になると思いますので、この辺は道営住宅がどのようにこれから進んでいくかはわかりませんが、併せて並行して物事を進めていきたいと思っております。

○議長(岩館俊幸君) 2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) まず、老人クラブ連合会の毎年研修視察が、老人クラブ連合会と社協のあれでどこかに行くということでやっていて、各単町内会の負担が1人1万円なのですよね。昔は8,000円でした。「1万円になって大変だな」と。その町内会によっては2人出席させるとか、これもまた2人だと2万円かかるので大変な負担になっていたのですよね。そうすると、いま課長の説明だと「間接的な補助」ということは、そうしたら連合会のほうでその研修視察等の部分はいくらか出すというように受け取っていいのですよね。

○議長(岩館俊幸君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(中島茂行君) 又地議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号 平成25年度木古内町一般会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 議案第2号 木古内町暴力団排除条例制定について

○議長(岩館俊幸君) 日程第10 議案第2号 木古内町暴力団排除条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第2号 木古内町暴力団排除条例制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本条例につきましましては、北海道暴力団の排除の推進に関する条例(平成22年12月17日北海道条例第57号)に合わせ、木古内町における暴力団の排除について、基本理念を定め、町民が一体となって暴力団の排除を推進し、町民の安全で平穏な生活確保の

ために制定するものでございます。

附則といたしまして、第1項では、この条例は平成25年7月1日から施行するとしております。

第2項では、この条例の制定に伴い、木古内町公共施設の暴力団排除に関する条例は、廃止するものでございます。

なお、詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 総務課長。

**○総務課長(新井田勝幸君)** ただいま上程になりました、議案第2号 木古内町暴力団排除条例について、ご説明を申し上げます。

第1条では、町民の安全で平穏な生活確保に資することを条例制定の目的として定めてございます。

第2条では、条例の基本となる用語の意義について定めております。

次に、第3条では条例の基本理念を定めております。

次に、第4条では基本理念に基づく、町の責務について定めております。

次に、第5条では基本理念に基づく、町民及び事業者の責務について定めております。

第6条では、町が行う事務事業について、暴力団を排除するために講ずる必要な措置について定めております。

第7条では、暴力団に対する公共施設利用の不許可等について定めております。

次に、第8条では町民等が暴力団排除活動に取り組むための町の支援について定めております。

次に、第9条では中学校において、暴力団排除のために町が講ずる措置と支援について定めております。

次に、第10条では暴力団排除のために町が行う広報及び啓発について定めております。

第11条では、町民等が暴力団の威力を使用することの禁止を定めております。

第12条では、町民等の暴力団に対する利益供与の禁止を定めております。

第13条では、委任について定めております。

以上、13条からこの条例は構成されております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議お願い申し上げます。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 東出洋一さん。

**○9番(東出洋一君)** いま総務課長のほうから、暴力団排除条例の説明があったのですけれども、以前からこれはありましたよね、町の条例。前には暴力団の排除の関係のありましたよね。それとどういう相違があるのかなと思ひまして、ちょっと確認だけ。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) 附則にもございますように、以前は木古内町公共施設の暴力団排除に関する条例というのはございました。今回は、包括的にこれも含めて、町全体でこういう暴力団の排除に取り組むということで、新たにこの条例を制定いたしまして、木古内町公共施設の暴力団排除に関する条例については廃止をさせていただくと、こういうことでございます。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

2番 又地信也さん。

○2番(又地信也君) 町公共施設の暴力団排除に関する条例は廃止するわけですが、条例第2号を制定した時に、組織図のようなものがあつたと思うのですよね。当然これは今回のこの排除条例を制定すると、関係機関との連携が必要になると。警察であれ、あるいは町内会もなるのですかね。そういう組織図を早く作って、そして示していただきたい。というのは、ただ単に関係機関ということだけであれば、町のほうでこの条例を制定するにあたって、その組織的なものはどのような形になるのかというのがちょっと見えないので、早く作ってそして協力を要請した中での組織図になると思いますので、早く作ってそして示していただきたい。お願いしておきます。

○議長(岩館俊幸君) 総務課長。

○総務課長(新井田勝幸君) ただいま、又地議員からご質問ありました件につきましては今後、この条例制定後に管轄の木古内署とお隣の知内町と併せて合意書を提携する予定になってございます。その後、警察署の協力をいただきまして、ただいまご意見ありました内容等について、しっかり調整をさせていただいて町内会等の皆様にお示ししたいとこのように考えております。

○議長(岩館俊幸君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 木古内町暴力団排除条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の  
一部を変更する協議について**

○議長(岩館俊幸君) 日程第11 議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の新旧対照表につきましては、議案説明資料、資料番号1の8ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

この規約の変更につきましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、構成団体を定めた別表第1に北空知圏学校給食組合を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

**議案第4号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する協議について**

○議長(岩館俊幸君) 日程第12 議案第4号 北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

本規約の新旧対照表につきましては、先ほどの次の9ページをご参照願います。

この規約の変更につきましては、北空知圏学校給食組合の加入に伴い、組合を組織する地方公共団体を定めた別表第1(第2条関係)及び共同処理する団体を定めた別表第2(第3条関係)に「北空知圏学校給食組合」を加えるものでございます。

附則といたしまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するとしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(岩館俊幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する協議については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

### 議案第5号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

○議長(岩館俊幸君) 日程第13 議案第5号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(大森伊佐緒君) ただいま上程になりました、議案第5号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

本計画の新旧対照表につきましては、先ほどの資料の次のページ、10ページから11ページに添付しておりますので、ご参照を願います。

変更内容につきましては、これまで本計画に搭載されていない教育振興に係る過疎地域自立促進特別事業の追加を行うものでございます。

また、本計画の変更につきましては、平成25年5月31日付で知事より「異議がない」旨の通知がされております。

なお、詳細につきましては、まちづくり新幹線課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** まちづくり新幹線課長。

**○まちづくり新幹線課長(福田伸一君)** ただいま上程になりました、木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。

この度の変更は、当初予算に計上されております、他自治体所在高等学校通学補助金につきまして、過疎対策事業債を充当するための条件として変更するものでございます。

議案資料の10ページをお開きください。

木古内町過疎地域自立促進市町村計画、38ページの32行目に、「③道立木古内高校の閉校後、近隣町への通学を余儀なくされる高校進学希望者に対する支援制度の整備を図る。」を追加するものです。

次に、議案説明資料11ページをお開きください。

事業計画の活性化施設区分、6.教育の振興に、「(4) 過疎地域自立促進特別事業、指定校通学支援事業。地元の道立木古内高校が、平成24年3月をもって閉校となったため、町内の高校進学希望者は他市町の高校へ進学せざるを得なくなった。通学するためには、高校所在市町村に居住するか、自宅から公共交通機関を利用し通学するかのいずれかとなるが、保護者に多額の経済負担が伴うこととなる。このため、町が指定した高校に通学する場合の通学定期券の購入に対し町が一部を助成することで、安定的な教育の場を確保する。」を加えるものでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

**○議長(岩館俊幸君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第5号 木古内町過疎地域自立促進市町村計画の変更については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(岩館俊幸君)** 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

## 発議案第1号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任

○議長(岩館俊幸君) 日程第14 発議案第1号 議会だより編集特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

木古内町議会委員会条例第5条第1項の規定により、「開かれた議会を目指し、議会のありのままの姿をわかりやすく町民に伝え、議会と住民を結ぶ重要な広報誌づくりを行う」ため、議会だより編集特別委員会を設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、委員会条例第5条第2項の規定により、議会だより編集特別委員会委員の定数は、5名といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、議会だより編集特別委員会委員の定数は、5名と決定をいたしました。

続きまして、議会だより編集特別委員会委員の選任につきましては、木古内町議会委員会条例第7条の規定により、福嶋克彦さん、吉田裕幸さん、平野武志さん、竹田努さん、新井田昭男さん、以上の5名を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、福嶋克彦さん、吉田裕幸さん、平野武志さん、竹田努さん、新井田昭男さん、以上の5名を議会だより編集特別委員会委員に指名することに決定しました。

議会だより編集特別委員会の正・副委員長が決まるまで、暫時休憩をいたします。

休憩 午後13時31分

再開 午後13時38分

## 諸般の報告

○議長(岩館俊幸君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、第1回議会だより編集特別委員会において正・副委員長の互選が行われ、



その結果の報告が議長の手元にまいりましたのでご報告いたします。

議会だより編集特別委員会 委員長に平野武志さん、副委員長に新井田昭男さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

今後とも、よろしく願いいたします。

### 発議案第2号 議会閉会中の所管事務調査について

○議長(岩館俊幸君) 日程第15 発議案第2号 議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会閉会中の所管事務調査について、会議規則第75条の規定により、総務・経済常任委員会及び議会運営委員会の各委員長より、下記のとおりその所管に属する事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会閉会中の所管事務調査について、各委員長から申し出のとおり、これを承認したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

### 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認について

○議長(岩館俊幸君) 日程第16 議会閉会中の正・副議長及び議員の出張・派遣承認についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会閉会中、出張または派遣を要する各種の行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長及び議員を出張・派遣させたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

なお、現在予定されている出張または派遣につきましては、下記のとおりであります。今後の出張または派遣する議員につきましては、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(岩館俊幸君) 異議なしと認め、承認することに決定をいたしました。

## 閉 会 の 宣 告

以上をもちまして、今定例会に付議されました案件は全て審議を終了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもちまして、平成25年第2回木古内町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦勞様でございました。

( 午後 13時41分 閉会 )

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月13日

木古内町議会議長 岩 館 俊 幸

署 名 議 員 笠 井 敬 吾

署 名 議 員 新井田 昭 男